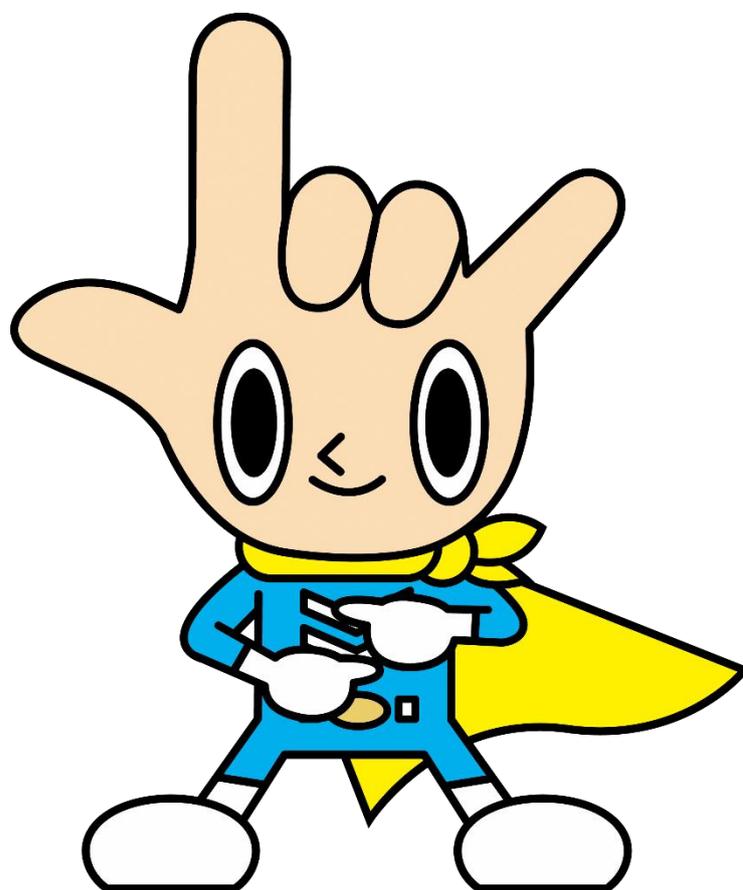


新得町

障がい福祉サービス

ガイドブック



新得町 保健福祉課 福祉係

令和2年2月 発行

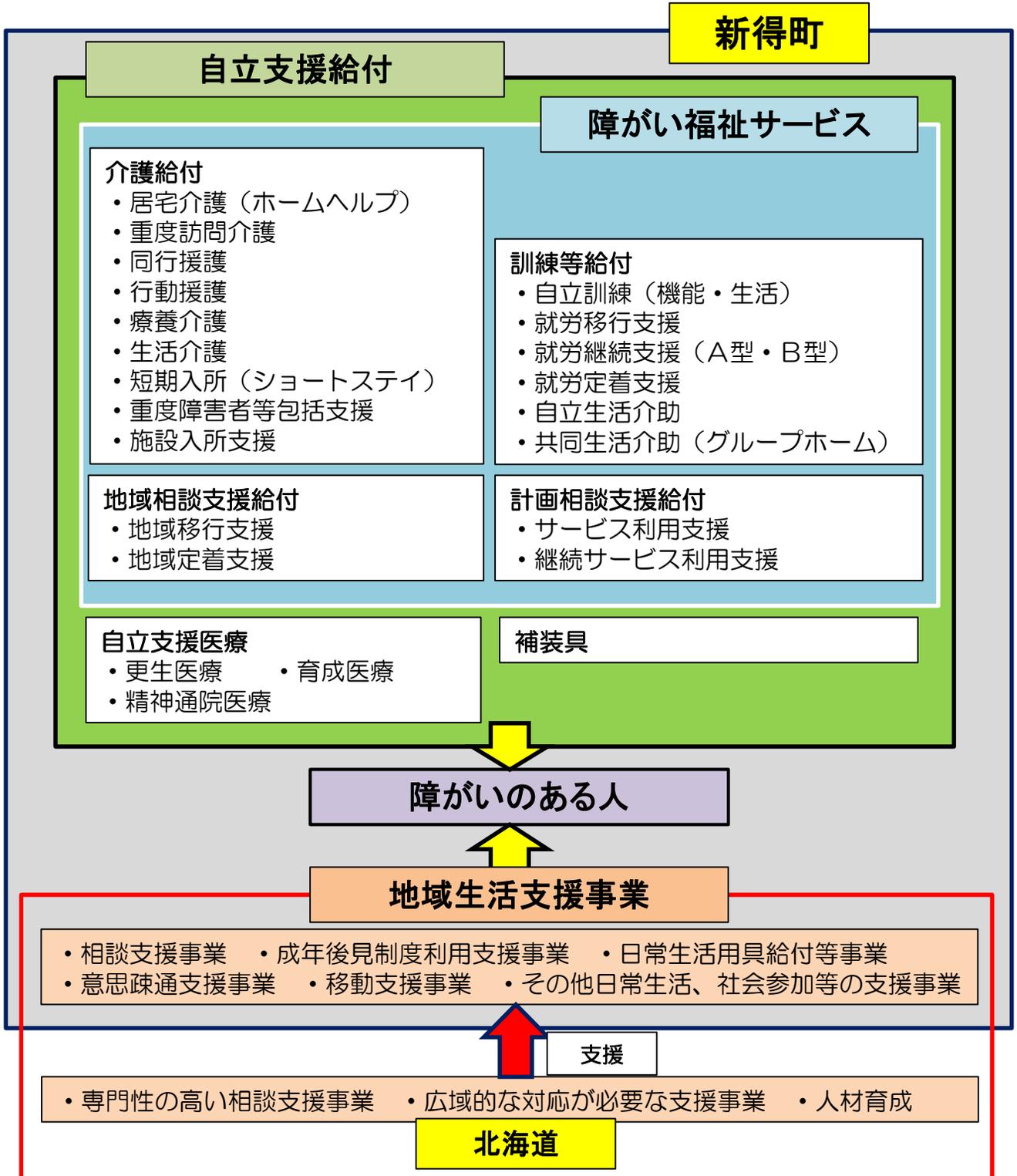
目 次

1	障害者総合支援法によるサービスの仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	障がい福祉サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1.	介護給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2.	訓練等給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3.	相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3	障がい福祉サービスの利用手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	障がい福祉サービスの利用料・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5	地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6	障がい児を対象としたサービス・・・・・・・・・・・・・・・・	16
7	町内事業所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1 障害者総合支援法によるサービスの仕組み

障害者総合支援法は、基本的人権を持つ個人として障がい者を尊重し、障がい者自身がどこで、誰と生活するのかを自分で選び、そのための支援を受けられる環境を作ることを目的としています。

障害者総合支援法による自立支援システムの全体像は、次のように構成されています。



2 障がい福祉サービスの内容

■障がい福祉サービス一覧

サービス内容		制度の説明	
介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時において同行し、移送に必要な情報の提供を行います。
		行動援護	重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護等を行います。
		重度障害者等包括支援	常時介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	訓練系・支援系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援			一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）			一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援			就労移行支援等の利用を経て、一般企業等の就労へ移行した障がい者に、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う必要な支援を行います。
居住支援系		自立生活援助	定期的な巡回、訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や介護等を行います。	
相談支援	計画相談支援		サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
	地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がい者等に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、医療確保、関係機関等との調整等を行います。
		地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■障がい支援区分と受けられるサービス

サービス内容	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障がい児	備考
居宅介護 (ホームヘルプ)	×	○	○	○	○	○	○	○	通院介助(身体介護有)は区分2以上で、特定の条件に該当する人が対象です。
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○	×	二肢以上に麻痺があるなど、特定の条件に該当する人が対象です。
同行援護	○	○	○	○	○	○	○	○	視覚障がいの人で、特定の条件に該当する人が対象です。
行動援護	×	×	×	○	○	○	○	○	行動障がい等、特定の条件に該当する人が対象です。
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○	○	意思疎通に著しい困難を有する人で、特定の条件に該当する人が対象です。
短期入所 (ショートステイ)	×	○	○	○	○	○	○	○	原則として、居宅での介護者が病気などのために、施設等に短期間入所しなければならない人が対象です。
療養介護	×	×	×	×	×	○	○	×	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理及び筋ジストロフィー患者、重度心身障がい者等が対象です。
生活介護	×	×	50歳以上	○	○	○	○	×	通常は区分3以上で、施設入所支援を伴う場合は区分4以上(ただし、50歳以上は区分2以上で、施設入所支援を伴う場合は区分3以上)の人が対象です。
施設入所支援	×	×	×	50歳以上	○	○	○	×	生活介護の対象者で区分4以上(ただし、50歳以上は区分3以上)又は自立訓練等の対象者で、特定の条件に該当する人が対象です。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	○	○	○	○	○	○	○	○	障害支援区分の認定は不要です。
就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○	○	障害支援区分の認定は不要です。
就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)	○	○	○	○	○	○	○	○	障害支援区分の認定は不要です。
就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○	○	障害支援区分の認定は不要です。
自立生活援助	○	○	○	○	○	○	○	×	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた人又は実質的に一人暮らしで日常生活を営む上での支援が必要な人等が対象です。
共同生活援助 (グループホーム)	○	○	○	○	○	○	○	○	日常生活での排せつ、食事、入浴等に身体介護が必要な障がい者は、障害支援区分の認定を行います。

※障害支援区分とは

障害支援区分とは、障がいの必要性に応じて適切なサービス利用ができるよう導入された障がいのある人に対するサービスの必要度を表す7段階の区分(非該当～区分6:数字が大きい程ほど必要度が高い)です。

障がいのある人の特性を踏まえた判定が行われるよう、有識者による審査会での総合的な判定を踏まえて認定します。

■サービスの詳細

1. 介護給付

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

<内 容>

ヘルパーが自宅を訪問し、食事や着替え・入浴・排泄・寝返りなどの日常生活を行うのに必要な支援（身体介護）や、日常的な掃除・洗濯・調理・生活用品の買い物を支援（家事援助）、日常生活に関する相談・助言も受けられます。

また、病院や公的手続きなどの外出につきそう通院等介助や、タクシーの乗車前から乗車後をケアしてもらう通院等乗降介助（介護タクシー）もあります。

<対象者>

- ・障害支援区分が1以上の人

※通院等介助については、障害支援区分が2以上かつ認定調査で歩行・移乗・移動・排尿・排便のいずれかに支援が必要な人

<事業所>

訪問介護事業所新得やすらぎ荘	新得町西3条北1丁目	64-5100
しんとく訪問介護事業所	新得町3条南3丁目	64-0533
地域福祉支援センターちいさな手	新得町字新得西3線50番地	69-5560

②重度訪問介護

<内 容>

重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で、様々な行動が著しく困難な人が受けられるサービスで、居宅介護と同様に、身体介護、家事援助、生活に関する相談など生活全般の援助が受けられます。

また、外出を全般的に支援する移動介護も含まれます。

<対象者>

- ・障害支援区分が4以上かつ認定調査で歩行・移乗・排尿・排便などに支援が必要であると判断された人

<事業所>

訪問介護事業所新得やすらぎ荘	新得町西3条北1丁目	64-5100
しんとく訪問介護事業所	新得町3条南3丁目	64-0533
地域福祉支援センターちいさな手	新得町字新得西3線50番地	69-5560



③同行援護

<内 容>

視覚障がいによって移動が著しく困難な人が利用できるサービスで、移動時や外出先で必要な視覚的情報の支援のほか、移動の援護、外出先での食事・排泄などの介護などの支援を受けられます。

<対象者>

・視覚障がいによって移動に著しい困難を有する人で、同行援護アセスメント調査票において、一定の障害が認められる人

※身体介護を伴う場合は、障害支援区分が2以上かつ認定調査で歩行・移乗・移動・排尿・排便のいずれかに支援が必要な人

<事業所>

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

④行動援護

<内 容>

知的障がいまたは精神障がいがあり、行動が著しく困難で常に介護を必要とする人が行動をする時に、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動の介助、食事や排泄などの介護などが受けられます。

<対象者>

・知的障がいまたは精神障がいのある方で、障害支援区分3以上かつ認定調査で行動関連に一定の支援が必要と判断された人

<事業所>

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

⑤重度障害者等包括支援

<内 容>

重度の障がいのある人が、安心して地域での生活を続けられるよう、必要に応じた複数のサービスを組み合わせて利用できるよう支援を行います。

<対象者>

・障害支援区分6以上で次のような人

(例) ・常に介護が必要で、かつ意思疎通を図ることが著しく困難で、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人

・知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しく困難な人

<事業所>

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

(2) 日中活動系サービス

①短期入所（ショートステイ）

<内 容>

在宅で介護を受けている人が、都合により介護を受けられない状況のときに、一時的に施設で入浴。排泄・食事の介助などの身の回りの介護・支援を行います。

<対象者>

- ・障害支援区分が1以上の人

<事業所>

屈足わかふじ園	新得町屈足旭町1丁目	65-2001
---------	------------	---------

②療養介護

<内 容>

病気などで長期の入院による医療的ケアに加えて、常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養管理、看護のほか、医学的な管理下での介護、食事・入浴・着替えなどの介助、日常生活に関する相談を行います。

<対象者>

- ・障害支援区分6で、気管切開により人工呼吸器を使用している人
- ・障害支援区分5以上で、筋ジストロフィーまたは重症心身障害のある人

<事業所>

国立病院機構帯広病院	帯広市西18条北2丁目	0155-33-3155
------------	-------------	--------------

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

③生活介護

<内 容>

障がいのある人が積極的に社会参加できるよう、食事や入浴などの介護、生活に関する相談などの日常生活上の支援を受けながら、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助のほか、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

<対象者>

- ・障害支援区分3以上（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上）の人
- ・50歳以上で障害支援区分2以上（障害者支援施設に入所する場合は区分3以上）の人

<事業所>

第2わかふじ寮	新得町西3条北1丁目	64-5001
屈足わかふじ園	新得町屈足旭町1丁目	65-2001

(3) 施設系サービス

①施設入所支援

<内 容>

夜間にも介護が必要な人が障害者支援施設を生活の場所として、入浴・食事・着替えなどの介助、食事の提供、生活に関する相談、健康管理といった日常生活のサポートを行います。

<対象者>

- ・生活介護を受けていて、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上の人）
- ・自立訓練または就労移行支援を受けていて、入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効果的であると認められた人。または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受けることが困難な人

<事業所>

わかふじ寮	新得町西3条北1丁目	64-5001
第2わかふじ寮	新得町西3条北1丁目	64-5001
屈足わかふじ園	新得町屈足旭町1丁目	65-2001

2. 訓練等給付

(1) 訓練系・支援系サービス

①自立訓練（機能訓練）

<内 容>

身体障害のある障がい者に対し、障害者支援施設や居宅において、理学療法や作業療法、機能訓練に必要なリハビリテーション、家事の練習などの実践的なトレーニング、生活に関する相談などの支援を行います。

<対象者>

- ・身体に障がいのある人または難病を患っている人

<事業所>

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

②自立訓練（生活訓練）

<内 容>

知的障害または精神障害のある障がい者に対し、障害者支援施設や居宅において、入浴・排泄・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談などの支援を行います。

<対象者>

- ・知的障害または精神障害のある人

<事業所>

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

③就労移行支援

<内 容>

一般企業などへの就労を希望される人に対し、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<対象者>

・就労を希望するものの、自分一人では働くことが難しく、訓練や就職先の紹介が必要ななどの支援が必要な65歳未満の人

<事業所>

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

④就労継続支援A型

<内 容>

一般企業などに就労することが難しい人に対し、事業所と雇用契約を結び、その事業所で働きながら、就労を継続するための知識や能力の向上に必要な訓練や支援を行います。

<対象者>

・企業などに就労することが難しい65歳未満の人で、雇用契約に基づいて継続的に就労することが可能な人

(例) ・就労移行支援を利用したが、一般企業などへの就職に結びつかなかった人

・特別支援学校を卒業し、就職活動したが、一般企業などへの就職に結びつかなかった人

・一般企業に一度就職したが離職したなど、就労経験があり現在は働いていない人

<事業所>

ココロコ+勝	新得町西2条南7丁目	67-7378
--------	------------	---------

⑤就労継続支援B型

<内 容>

一般企業などに就労することが難しい人に対し、事業所と雇用契約を結ばないで、就労や生産活動の機会の提供を受け、一般企業で働くための知識や能力の向上など就労に向けての支援を行います。

<対象者>

・企業などに就労することが難しい人

(例) ・就職経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に就職することが難しい人

・就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適していると判断された人

・50歳以上の人または障害者基礎年金1級を受給している人

<事業所>

ココロコ+勝	新得町西2条南7丁目	67-7378
わかふじ寮	新得町西3条北1丁目	64-5001
わかふじワークセンター	新得町西3条北1丁目	64-5001

◆参考：就労継続支援A型とB型の違い

就労継続支援 A型	就労継続支援 B型
<ul style="list-style-type: none"> • 一般企業で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方が対象（盲・聾擁護学校卒業者や一般企業を離職した方など） • 雇用契約を結ぶため、収入の安定と各種保険が適用され、安心して職場で訓練が可能 • 最低賃金が保障されている • 年齢制限がある • 利用者は雇用契約に基づきながら、一般就労を目指すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般企業で雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労も困難な方が対象（一般企業に就職していたが年齢や体力的に雇用が困難になった方など） • 授産的な活動を行い、工賃をもらいながら利用する • A型と比較して短時間労働が多く工賃が低いが、心身の状態に合わせた作業が可能 • 年齢制限がない • 利用者は就労の機会を得て、A型や一般就労を目指すことができる

⑥就労定着支援

<内 容>

就労移行支援などを利用した人が、就労の継続を図るため、企業・障害福祉サービス事業者・医療機関等との連絡調整のほか、日常生活や社会生活上の相談などの必要な支援を行います。

<対象者>

- 就労移行支援等を利用した後、一般企業などに新たに雇用され6ヶ月を経過した人

<事業所>

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

(2) 居住支援系サービス

①自立生活援助

<内 容>

施設やグループホームなどから地域での生活に移行した人で、居宅における定期的な巡回訪問や随時の連絡を受けて訪問・相談を行い、必要な助言などにより自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。

<対象者>

- 障害者施設や更生施設等に入所またはグループホームや福祉ホームに入居していた人
- 精神科病院に入院していた人
- 一人暮らしをしている、または同居家族の支援が見込めない人で、心身の状態等の変化により自立した地域生活を継続することが難しいと認められる人

<事業所>

※町内にサービスを提供している事業所はありません。

②共同生活援助（グループホーム）

<内 容>

障がいのある人が、共同生活を行う住居において、（主に夜間の）入浴や排泄・食事の介護などの生活上の援助や、日常生活の助言・相談などの必要な支援を行います。

<対象者>

- ・障がいのある人

※身体障害者については65歳未満または、65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人

<事業所>

グループホームさくら	新得町西3条南1丁目	64-5001
------------	------------	---------

3. 相談支援

（1）相談支援系サービス

①計画相談支援

<内 容>

相談支援専門員が自宅を訪問するなどして、困っていることの相談のほか、利用したいサービスについてサービス事業者などと連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を支援します。また、サービス利用後は定期的に状況を確認したり、困っていることの相談に応じたりします（モニタリング）。

<対象者>

- ・障がい福祉サービスを利用する人

<事業所>

ケアプランセンターしんとく社協	新得町3条南3丁目	64-3253
わかふじ寮相談支援事業所	新得町西3条北1丁目	64-5001
屈足わかふじ園相談支援事業所	新得町屈足旭町1丁目	65-2001



②地域相談支援（地域移行支援）

<内 容>

障害者支援施設や精神科病院等を退所する障がい者などに、相談支援専門員などが地域での生活や活動の希望などの相談や外出への同行支援、関係機関などとの連絡調整など必要な支援を行います。

<対象者>

- ・地域での生活へ移行するために支援必要な人
(例) ・障害者支援施設に入所している人
 - ・療養介護を行う病院に入院している人
 - ・精神科病院に1年以上入院している人や、支援を受けないと入院が長引く可能性のある人

<事業所>

ケアプランセンターしんとく社協	新得町3条南3丁目	64-3253
-----------------	-----------	---------

③地域相談支援（地域定着支援）

<内 容>

居宅において一人で生活している障がいのある人などに、相談支援専門員などがいつでも相談にのれる連絡体制や、緊急時の支援体制をとります。

<対象者>

- ・地域で一人暮らしをしている、または家族による支援が受けられないなど、地域生活を続けるために支援が必要な人
- ・病院や施設を退所して地域での生活を始めた人や、一人暮らしを始めた人など地域生活が不安定な人

<事業所>

ケアプランセンターしんとく社協	新得町3条南3丁目	64-3253
-----------------	-----------	---------



3 障がい福祉サービスの利用手続き

① 相談

・新しいサービスを利用したい場合や困ったことがある場合は、新得町保健福祉課または相談支援事業所などに相談してください。

② 申請

・利用したいサービスが決まりましたら、新得町保健福祉課福祉係で申請用紙に必要な事項を記載して申し込みます。

※印鑑、年金額など収入がわかる書類を持参してください。

③ 認定調査

・認定調査員が申請者の生活のようすや困っていることを聞き取りに行きます。

④ 医師意見書

・かかりつけのお医者さんに、意見書を書いてもらいます。

※医師意見書は新得町が依頼します。



⑤ 審査会判定

・認定調査結果と医師意見書をもとに、有識者による西十勝障害支援区分認定審査会で、どれくらいのサービスが必要な状態か（障害支援区分）を決定します。

⑥ 認定通知

・障害支援区分の結果が通知されます。

⑦ 計画（案）作成・提出

・障害支援区分の結果に基づき、利用したいサービスについて相談支援専門員と相談し、サービス等利用計画（案）を作成してもらい、新得町保健福祉課に提出します。

※自分でサービス等利用計画（案）を作成することも可能です（セルフプラン）。

⑧ 支給決定

・提出されたサービス等利用計画（案）をもとに、新得町がサービスの支給量などを決定します。

・支給決定されると、新得町から福祉サービスの受給者証（更新の場合はシール）が送られます。

⑨ 契約・サービス利用

・送付された受給者証を、サービスを利用したい事業所に提示して、契約・利用します。

4 障がい福祉サービスの利用料

(1) 利用者負担の上限額

障がい福祉サービスを利用するには、サービス利用料をお支払いしなければなりません。この「サービス利用料」を「利用者負担」と呼び、原則として障がい福祉サービスの費用の1割に相当する額が「利用者負担」となりますが、所得に応じて「負担上限（月）額」が設定されています。サービス利用者は、1ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、「負担上限（月）額」以上の負担は生じません。

<表1：所得区分と負担上限（月）額>

区分	世帯の収入状況	負担上限（月）額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯であって、収入が80万円以下	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯であって、「低所得1」に該当しない	0円
一般1	市町村民税課税世帯であって、次のいずれかに該当し、市町村民税所得割額が16万円未満 ・居宅で生活している ・20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯であって、「一般1」に該当しない	37,200円

<表2：所得を判断する世帯の範囲>

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18歳、19歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18歳、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) その他の負担軽減措置

①医療型入所施設や療養介護を利用する場合は、医療費と食費の減免があります。

医療型施設に入所する人や療養介護を利用する人は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食費等を合算して上限額を設定します。

20歳以上の入所者の場合、低所得の人は少なくとも25,000円が手元に残るように利用者負担が減免されます。

②世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障がい福祉サービス費が支給されます。

障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障がい福祉サービスの負担額（介護保険を利用している場合は、介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、

高額障がい福祉サービス費が支給されます。

障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併用している場合は、利用者負担額の合算がそれぞれいずれか高い額を超えた部分について、高額障がい福祉サービス費等が支給されます。

③同じ世帯の中で、複数の方がサービスを利用する場合などは、高額障がい福祉サービス費が支給されます。

同じ世帯の中で障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合などは、自己負担を合わせた額が一定額を超えた場合、超えた分が高額障がい福祉サービス費として支給されます。

④食事等実費負担について、減免措置が講じられます。

20歳以上の入所者の場合、入所施設の食費、光熱水費の実費については、53,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を53,500円として設定し、福祉サービス費の負担限度額と食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも本人の手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超えた額についても、超えた額の3割は収入として認定しません。

⑤生活保護を必要とされない額まで軽減されます。

上記のような負担軽減策を講じても、自己負担分や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合には、生活保護を必要としない額まで自己負担額の月額上限額を引き下げるとともに、食費等の実費負担も引き下げます。

5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が、住み慣れた地域で個人としての尊厳を持って日常生活や社会生活を営むことができるよう、様々な生活支援を行います。

市町村が実施する地域生活支援事業には、全ての市町村が実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業があります。

■地域生活支援事業一覧

	事業名	事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解が進むよう、啓発活動を行います。
	自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民による自発的な取組の支援を行います。
	相談支援事業	地域で生活する障がい者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援などにつなげます。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。
	成年後見制度法人後見支援事業	組織として後見人になれる法人後見を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることが難しい障がいのある人のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。
	日常生活用具給付事業	障がいのある人の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付または貸与することで、福祉の増進を図ります。
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成のための研修会を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活に必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
任意事業	日中一時支援事業	障がいのある人の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援や介護者の一時的な休息を支援します。
	心身障がい児等通園費助成事業	障がいのある人が機能回復訓練、社会復帰訓練を行うための施設への交通費の一部を助成します。
	自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体障がい者の自動車運転免許取得や、改造に要する費用の一部を助成します。

■委託相談支援事業所一覧

事業所名	住所	電話番号
ケアプランセンターしんとく社協	新得町3条南3丁目	64-3253
十勝障がい者総合相談支援センター	帯広市東11条南9丁目	0155-28-7599

■町内地域活動支援センター

事業所名	住所	電話番号
共同作業所かりかち工房	新得町2条南3丁目	64-6333

6 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象としたサービスは、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

障がい児通所支援を利用する保護者は、市町村に障がい支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障がい児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■障がい児を対象としたサービスの一覧

事業名		事業内容
障がい児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児の日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	未就学の障がい児の日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援及び医療の提供を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児及び今後利用予定の障がい児に対して、保育所等における集団生活の適応のために必要な専門的な支援を提供します。
	障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所施設	障がい児の保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の習得など必要な支援を行います。
	医療型障がい児入所施設	障がい児の保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の習得など必要な支援及び医療の提供を行います。

■障がい児向けの利用者負担の軽減措置

障がい者の場合と同様に、利用者の「負担上限（月）額」が定められています。

区分	世帯の収入状況		負担上限（月）額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプを利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯であって、「一般1」に該当しない		37,200円

7 町内事業所一覧

■介護給付

事業所名	住所	電話番号	提供サービスの種類（介護給付）									
			居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障がい者等包括支援	短期入所	療養介護	生活介護	施設入所支援	
新得やすらぎ荘	新得町西3条北1丁目	64-5100	○	○								
しんとく訪問介護事業所	新得町3条南3丁目	64-3253	○	○								
ちいさな手	新得町字新得西3線	69-5560	○	○								
屈足わかふじ園	新得町屈足旭町1丁目	65-2001						○		○	○	
わかふじ寮	新得町西3条北1丁目	64-5001										○
第2わかふじ寮	新得町西3条北1丁目	64-5001								○		○

■訓練等給付

事業所名	住所	電話番号	提供サービスの種類（訓練等給付）								
			自立訓練 （機能訓練）	自立訓練 （生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	
ココロコト勝	新得町西2条南7丁目	67-7378				○	○				
わかふじ寮	新得町西3条北1丁目	64-5001					○				
わかふじワークセンター	新得町西3条北1丁目	64-5001					○				
グループホームさくら	新得町西3条南1丁目	64-5001									○

7 町内事業所一覧

■相談支援

事業所名	住所	電話番号	提供サービスの種類（相談支援）		
			計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援
ケアプランセンターしんとく社協	新得町3条南3丁目	64-3253	○	○	○
わかふじ寮相談支援事業所	新得町西3条北1丁目	64-5001	○		
屈足わかふじ園相談支援事業所	新得町屈足旭町1丁目	65-2001	○		

■地域生活支援事業

提供サービスの種類	事業所名	住所	電話番号
相談支援事業	ケアプランセンターしんとく社協	新得町3条南3丁目	64-3253
地域活動支援センター事業	共同作業所かりかち工房	新得町2条南3丁目	64-6333



発 行

新得町保健福祉課福祉係

〒081-0012

新得町3条南3丁目5番地

TEL0156-64-0533